

チャリティランナー寄附金における実負担について【試算】

チャリティランナーは、ご自身の寄附（登録料 2 万円）に加え家族や友人、団体の活動に共感した人など「応援サポーター」から寄附金が 7 万円に達するまで集めていただきますが、**一定の前提のもとチャリティランナーが 7 万円全額を寄附した場合の実負担額を試算してみました。**

【前提】 大阪市内在住の方で課税所得額（※）が 200 万円 （※所得金額－所得控除額）

【試算】

寄付金額 70,000 円 ①

一般ランナー参加費用 12,340 円 ②

（内訳）

参加料 10,800 円 チャリティ募金 1,000 円（500 円×2 口以上） 事務手数料 540 円

税制上の優遇措置による寄附金控除額 13,600 円 ③

・所得税控除額 6,800 円

寄附金控除額（寄附金額 7 万円 - 2 千円） * 税率 10%（※）

（※）課税所得額が多くなれば税率は高くなります。

税率 10%は課税所得額 195 万円超え 330 万円未満に適用される税率です。

・住民税控除額 6,800 円

寄附金控除額（寄附金額 7 万円 - 2 千円） * 税率 10%（大阪市内在住）

チャリティランナーの実負担額は、44,060 円（※①-②-③）となりますが、次の特典があります。 ※実負担額は試算であり、所得金額、住所地により変動します。

①抽選なしで大会出場決定

抽選等により出場決定する一般ランナーとは異なり、抽選なしで大会出場決定

②チャリティランナー専用レーンで受付

一般ランナーとは別に専用レーンを設置しスムーズに受付

③チャリティランナー専用のラウンジ用意

スタート会場・フィニッシュ会場に更衣・給水・給食に利用できる専用のラウンジを用意

なお、応援サポーターから寄附金を集めれば、実負担額がさらに軽減します。

チャリティランナーの募集は、8月30日（金）までです！
チャリティランナー応援サポーターも募集中です！